

第 49 回 茨木フェスティバル 模擬店 出店申込書

茨木フェスティバル協会では、『みんなで創ろう みんなの祭り』をテーマに市民参加型で、老若男女みんなが楽しみ、事故トラブルの発生しない祭りをめざして茨木フェスティバルを企画しております。毎年恒例の出店テナントにつきましては、このフェスティバルの主旨を十分御理解いただき、収益が第一目的ではなく、出店側、市民ともに楽しく過ごせるように出店規約遵守に御協力をお願いいたします。

(出店日時) 令和5年7月29日(土)・7月30日(日) 午後1時～午後8時45分

(出店場所) 茨木市中央公園 グラウンド

(出店対象) 茨木市内に活動の拠点があるグループで、茨木市の「まちづくり」や「地域福祉の向上」を目的とした活動実績をもつ法人・団体、もしくは協会がそれと認める法人・団体

(提出書類)・『模擬店 出店申込書』、『出店規約同意書』『(加入済みの場合)賠償責任保険の証券(写)』
飲食物を調理し、販売する場合は、以下の(1)か(2)いずれか該当する書類が必要となります。

(1) 生業として飲食物の調理、販売を行っている個人・法人・団体(例:飲食店の固定店舗を所有している。または、飲食店の固定店舗を所有していないが、イベント等で年に複数回、露店の出店をしている等)

・『模擬店 出店申込書』、『出店規約同意書』

・『食品営業許可証(写し表・裏両方とも)』 ※露店営業の許可証に限る。

※食品営業許可(露店営業)未取得の事業者については茨木保健所での許可取得が必要となります。

(2) 臨時的に飲食物の調理、販売を行っている個人・法人・団体

・『模擬店 出店申込書』、『出店規約同意書』

・『臨時出店届』

※(1)か(2)どちらに該当するか不明な場合や『許可証』の申請方法等については、茨木保健所に直接お問い合わせください。(大阪府茨木保健所食品衛生課:072-620-6706)

(申込締切) 令和5年6月12日(月)午後5時までに、「茨木フェスティバル協会」へ『模擬店 出店申込書』及び上記の該当する必要書類を持参、または郵送(当日必着分まで有効)してください。ただし、持参の場合は「茨木市商工労政課窓口(本館7階)」でも受け付けます。
※申込多数の場合は実行委員会内にて決定し、結果を6月16日(金)以降に郵送します。
出店決定者には、出店説明会の日時場所を通知します。

(出店説明会) 令和5年6月24日(土)午前10時から。

必ず、出店費用をご持参ください。

※説明会当日、出店費用が支払われない場合、出店決定の取り消しを行いますので、ご了承ください。なお、出店位置は、その場で抽選を行い、決定します。

(出店費用)〔テント使用料〕 ¥50,000- (1ブース=半テント:間口2.7m×奥行3.6m・2日間)

※1出店担当者につき1ブースを上限とします。ただし出店申込数が定数に満たない場合は、抽選により2ブースまでお申込できますが、ブースの場所については連続する保証は致しかねます。

※損害賠償保険未加入の場合

〔保険加入料〕 ¥3,000-

※以下、希望者のみ。

〔机 使用料〕 ¥1,200- (1台:450mm×1,800mm×H700mm・2日間)

〔椅子 使用料〕 ¥350- (1台・2日間)

※説明会当日に来られない方は、出店資格が取り消しとなります。

※使用料につきましては、必ず、出店説明会当日に納入願います。

茨木フェスティバル 出店規約

茨木フェスティバルに出店するにあたり、下記事項を遵守して下さい。

万一、下記事項に違反した場合、強制撤去及び来年以降の出店受付拒否の措置に対して、異議を申し立てることができません。

【車について】

□グラウンド内の車の出入可能時間は、9:00~12:00、及び21:00以降です。

(※21:00以降は、グラウンド内の来場客の安全が確認できた後、出入り可能とします)

□場内は最徐行で走行して下さい。

□駐車場は市営駐車場(有料)等を利用して下さい。

【営業について】

□店舗は指定された場所を守り、テント内で営業して下さい。

□営業時間は、13:00~20:45、とします。

営業終了時刻の20:45には、ただちに営業を止め、速やかに撤収作業を行って下さい。

20:45を越えて営業されている店舗は、来年以降の出店をお断り致します。

※20:45以降は電気を使用できません。

□会場は、21:00に一度全て消灯します。

21:05にテントの電灯を再点灯しますが、21:30には完全消灯し、以降の再点灯は致しません。

□1店舗あたり、コンセントで使用できる電力は、300W以内です。

※300Wを超える機器をコンセントから使用すると、隣接等のテントにも停電の影響があります。

□営業時間中の発電機への給油は原則禁止とします。

□消防法上の危険物(ガソリン、軽油、灯油等)は、夜間テント内に置いたままにせず持ち帰り下さい。

□店舗内の電球は取り替えないで下さい。

□貸出物品(テント、机、イス)に損害を与えた場合は、弁償していただきます。

□隣同士のトラブルがないようにお願いします。

□ごみは、できるだけ量を減らすように心掛け、各店で持ち帰って下さい。

各自出店テント内及び周辺の清掃片付けは、清掃道具をご持参のうえ、徹底して行って下さい。

□飲物の残り、廃油、汚水等の液体物をネット裏の溝、植え込み等に、絶対に捨てないで下さい。

□損害賠償保険への加入をお願いします。未加入の場合は、出店申込時に保険加入料をお支払いください。

【飲食物販売の場合】

□『出店に際する遵守事項』を確認して下さい。

□食品・店舗の衛生・管理には十分注意して下さい。

□未成年者へのアルコールの販売を行わないようお願いします。

□びん製品を売らないようお願いします。

□模擬店メニューは基本的に、提供直前に加熱調理する食品に限らせていただきます。

※下記の準備物は必ずご用意下さい。

①ふた付きポリバケツ(ゴミ箱) ②アイスボックス ③保冷剤 ④専用の作業着 ⑤使い捨て食器

⑥プラスチック製食品保管箱 ⑦プラスチック製食品器具保管箱 ⑧アルコールスプレー

【その他】

□スタッフの指示には絶対に従って下さい。

□出店者の都合、雨天等天候による中止の場合でも諸費用等は一切返金致しません。

□エコイベントにご協力ください。

※茨木フェスティバルは、環境に配慮したイベント実施を推進しています。

※ご来場は徒歩、自転車、公共交通機関をご利用下さい。

※荷物の搬入等、車でお越しの際は、会場内ではアイドリングストップをお願いします。

□グラウンドをはじめとする会場は、全て禁煙です。(喫煙場所も設けておりません)

□出店者間のトラブル、盗難、来場者との販売上のトラブル、事故(搬出入時を含む)、火気類の取扱い等に関しては、出店者本人の自己責任・当事者間の話し合いで解決していただきます。

【問合せ先】

〒567-0013 茨木市太田東芝町1番1号 追手門学院 茨木総持寺キャンパス・大学棟3階

茨木市観光協会内 茨木フェスティバル協会事務局

(TEL) 072-622-9200 (平日のみ)

(HP) <http://www.iba-fes.jp/>

第 49 回 茨木フェスティバル 模擬店 出店申込書

団体名			
代表者名	氏 名		
住 所	住 所 〒		
	TEL 携 帯	F A X	
団体の活動実績			
店名(パンフレット掲載用)	(本欄に記入が無ければ、上記「※団体名」をパンフレットに記載します。)		
出店担当者	氏 名		
	TEL	当日連絡用携帯 TEL	
従事者数			
取扱品目、及び内容			
持ち込み器材名 (電力：W)	(W)	(W)	(W)
発電機の持ち込み	あり	・	なし
損害賠償保険の加入	あり	・	なし
「テント」使用料 (間口 2.7m×奥行 3.6m)			¥50,000 円
「損害賠償保険」加入料	@¥3,000		¥ 円
「貸し机」使用料 (450 mm×1,800 mm)	@¥1,200×〔 〕台		¥ 円
「貸しイス」使用料	@¥350 ×〔 〕台		¥ 円
合 計			¥ 円
※茨フェス実行委員会欄			

「茨木フェスティバル出店規約」(裏面)を読み、同意書に署名、押印してください。

茨木フェスティバル 出店規約

茨木フェスティバルに出店するにあたり、下記事項を遵守して下さい。

万一、下記事項に違反した場合、強制撤去及び来年以降の出店受付拒否の措置に対して、異議を申し立てることができません。

【車について】

- グラウンド内の車の出入可能時間は、9:00~12:00、及び21:00以降です。
(※21:00以降は、グラウンド内の来場客の安全が確認できた後、出入り可能とします)
- 場内は最徐行で走行して下さい。
- 駐車場は市営駐車場(有料)等を利用して下さい。

【営業について】

- 店舗は指定された場所を守り、テント内で営業して下さい。
- 営業時間は、13:00~20:45、とします。
営業終了時刻の20:45には、ただちに営業を止め、速やかに撤収作業を行って下さい。
20:45を越えて営業されている店舗は、来年以降の出店をお断り致します。
※20:45以降は電気を使用できません。
- 会場は、21:00に一度全て消灯します。
21:05にテントの電灯を再点灯しますが、21:30には完全消灯し、以降の再点灯は致しません。
- 1店舗あたり、コンセントで使用できる電力は、300W以内です。
※300Wを超える機器をコンセントから使用すると、隣接等のテントにも停電の影響があります。
- 営業時間中の発電機への給油は原則禁止とします。
- 消防法上の危険物(ガソリン、軽油、灯油等)は、夜間テント内に置いたままにせず持ち帰り下さい。
- 店舗内の電球は取り替えしないで下さい。
- 貸出物品(テント、机、イス)に損害を与えた場合は、弁償していただきます。
- 隣同士のトラブルがないようお願いします。
- ごみは、できるだけ量を減らすように心掛け、各店で持ち帰って下さい。
各自出店テント内及び周辺の清掃片付けは、清掃道具をご持参のうえ、徹底して行って下さい。
- 飲物の残り、廃油、汚水等の液体物をネット裏の溝、植え込み等に、絶対に捨てないで下さい。
- 損害賠償保険への加入をお願いします。未加入の場合は、出店申込時に保険加入料をお支払いください。

【飲食物販売の場合】

- 『出店に際する遵守事項』を確認して下さい。
- 食品・店舗の衛生・管理には十分注意して下さい。
- 未成年者へのアルコールの販売を行わないようお願いします。
- びん製品を売らないようお願いします。
- 模擬店メニューは基本的に、提供直前に加熱調理する食品に限らせていただきます。

※下記の準備物は必ずご用意下さい。

- ①ふた付きポリバケツ(ゴミ箱) ②アイスボックス ③保冷剤 ④専用の作業着 ⑤使い捨て食器
- ⑥プラスチック製食品保管箱 ⑦プラスチック製食品器具保管箱 ⑧アルコールスプレー

【その他】

- スタッフの指示には絶対に従って下さい。
- 出店者の都合、雨天等天候による中止の場合でも諸費用等は一切返金致しません。
- エコイベントにご協力ください。
※茨木フェスティバルは、環境に配慮したイベント実施を推進しています。
※ご来場は徒歩、自転車、公共交通機関をご利用下さい。
※荷物の搬入等、車でお越しの際は、会場内ではアイドリングストップをお願いします。
- グラウンドをはじめとする会場は、全て禁煙です。(喫煙場所も設けておりません)
- 出店者間のトラブル、盗難、来場者との販売上のトラブル、事故(搬出入時を含む)、火気類の取扱い等に関しては、出店者本人の自己責任・当事者間の話し合いで解決していただきます。

「茨木フェスティバル出店規約」に同意し、上記のとおり出店を申し込みます。

【同意書】

令和 年 月 日

茨木フェスティバル協会会長 殿

申込者 住所 _____
氏名 _____ 印